

令和8年4月13日

保護者様

横浜市立新治小学校
校長 古屋 澄人

令和8年度 要保存

緊急時・非常時の登下校について

本校では、地震、台風、大雪等または非常事態発生により通常の登下校を行うことが危険であると判断した場合、児童の登下校を次のように行います。

これは、児童の安全を第一に配慮した措置ですので、趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(1) 特別警報・暴風警報・大雪警報・暴風雪警報・降灰予報が発令された場合

- ① 午前6時の段階で、横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部）に特別警報・暴風警報・大雪警報・暴風雪警報が発令継続中の場合は、学校は**臨時休業**になります。すぐーる配信は行いません。
- ② 児童が登校後、特別警報・暴風警報・大雪警報・暴風雪警報が発令された場合は、**状況に応じて引き取り下校等適切な措置**をとります。確認のため、すぐーる等で連絡をいたします。

(2) 大雨警報・洪水警報が発令された場合

- ① 午前6時の段階で、横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部）に大雨警報・洪水警報が発令継続中の場合は、**通常授業**を行いますが、学校の判断により**臨時休業**とすることがあります。その場合は、ご家庭にすぐーる等を使い緊急連絡をいたします。
- ② 児童が登校後、大雨警報・洪水警報が発令された場合は、状況に応じて**引き取り下校等適切な措置**をとることがあります。引き取り下校の場合は、ご家庭にすぐーる等を使い緊急連絡をいたします。原則は通常授業です。

(3) 大きな地震があった場合（震度5強以上の地震が市内で起こった場合）

原則として、学校からの連絡（すぐーる等）の有無に関わらず、児童は**学校に留め置き**となります。保護者及び保護者があらかじめ登録した代理人の方が**引き取り**に來られてはじめて児童は下校します。

(4) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)・(巨大地震警戒)・(巨大地震注意)発令時

- ① 原則、**通常授業**を行いますが、学校の判断で臨時休業とすることがあります。その場合は、すぐーる等で緊急連絡をいたします。
- ② 「全市一斉休校」の指示があった場合は休校。
- ③ 震度5以上の地震があった場合は、「大きな地震があった場合」と同様の対応。

(5) 非常事態が発生した場合

Jアラートが登校直前に出た場合は、登校を一時的に遅らせてください。安全確認後の登校となります。その際はすぐーる等でお知らせします。また、**Jアラート**等何らかの非常事態が発生し、通常の下校方法では安全が確保できないと学校が判断した場合には、児童を**引き取り下校**させることがあります。引き取り下校の場合は、ご家庭にすぐーる等で緊急連絡をします。

※すぐーるを全員登録していますので、電話による連絡はありませんのでご注意ください。

引き取り下校の方法・手順

緊急下校・非常時下校の事由が発生する。
学校が緊急下校・非常時下校実施の判断をする。



すぐ一斉配信により、各家庭に緊急連絡を流す。



児童は、各学級で待機。



学級担任は、4月より学校保管している「引き取りカード」の記載一覧者と引き取り者を確認し、児童を引き渡す。



保護者（代理人）の引き取りがない場合は、児童は学校留め置き。

- 警報の発令が予想される日には、テレビやラジオ、PC等で正確な情報を得て、引き取り下校に対処できるようご協力ください。
- お子さんには、代理をどなたに依頼しているかを必ず教え、お互いに顔が分かる状況にしておいてください。
- 学校にて引き取りカードを管理させていただきます。引き取りの際は、引き取り者と児童とで面通しにて確認させていただきます。
- お車でのお来校はご遠慮ください。（緊急車両進入路確保のため）